

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第107号

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「する自然公園」の右に「(同法第33条第1項各号列記以外の部分に規定する普通地域を除く。)」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第1号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、

「

許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
------------------	-----------

」

を

「

許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
申請コード	

」

に改め、

「

完了・中止年月日	年 月 日
----------	-------

」

を削る。

第2号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
------------------	-----------

」

を

「

許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号		
申請コード			
個票番号		物件番号	

」

に改める。

第3号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第4号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、

「

下 地 の 色	
---------	--

」

を

「

特定屋内広告物の色	
同一建築物において、京都市屋外広告物等に関する条例の規定により屋外広告物に係る許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る申請コード	

」

に改める。

第5号様式、第5号様式の2、第6号様式注以外の部分、第7号様式注以外の部分、第8号様式、第9号様式注以外の部分、第12号様式注以外の部分及び第13号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(都市計画局広告景観づくり推進室)